

# 『そうしん法人インターネットバンキング利用規定』新旧対照表

※ 部分が改定（追加・変更・削除）内容です

改 正 後	改 正 前
<p>個人情報の取扱いに関する事項 (略)</p> <p>(1) 本サービスのお取引に際して以下の個人情報を取得します。 お客様が申込時および申込後に届け出た氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス等および本サービスの利用に際する操作履歴等の事項</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 本人確認</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. ご契約先暗証番号等の登録 (略)</p> <p>(3) 電子証明書方式は、前2号に加えて、本サービスの利用開始前に、当金庫所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 本人確認手続き (略)</p> <p>(3) 当金庫は、第2号に基づき本人確認および依頼内容の確認を行うことにより、次の事項を確認できたものとして取り扱います。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 資金移動取引</p> <p>1. 取引の内容 (略)</p> <p>(2) 支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店にある場合、入金指定口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取り扱います。支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>個人情報の取扱いに関する事項 (略)</p> <p>(1) 本サービスのお取引に際して以下の個人情報を取得します。 お客様が申込時および申込後に届け出た氏名、生年月日、住所、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス等(追加)の事項</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 本人確認</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. ご契約先暗証番号等の登録 (略)</p> <p>(3) 電子証明書方式は、第2号に加えて、本サービスの利用開始前に、当金庫所定の方法により電子証明書を端末にインストールしてください。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 本人確認手続き (略)</p> <p>(3) 当金庫は、第2号に基づき本人確認および依頼内容の確認を行うことにより、次の事項を確認できたものとして取扱います。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第4条 資金移動取引</p> <p>1. 取引の内容 (略)</p> <p>(2) 支払指定口座と入金指定口座が異なる当金庫本支店にある場合、入金指定口座が当金庫以外の金融機関本支店にある場合、または支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。支払指定口座と入金指定口座が同一店舗内でかつ同一名義の場合は、「振替」として取り扱います。</p> <p>第5条 (略)</p>

## 『そうしん法人インターネットバンキング利用規定』新旧対照表

※  部が改定（追加・変更・削除）内容です

改 正 後	改 正 前
<p>第6条 データ伝送サービス</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 取扱方法 (略)</p> <p>(3) 総合振込、給与振込、賞与振込をご利用の場合、振込金額および当金庫所定の振込手数料および消費税（以下「振込資金等」といいます）は、当金庫所定の日時までに申込書によりご指定の口座に預入してください。振込資金等は、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により<u>取り扱</u>います。</p> <p>第7条 税金・各種料金払込みサービス</p> <p>1. 取引の内容 (略)</p> <p>(7) 料金払込みサービスの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。なお、収納機関の取扱時間の変更等により、当金庫所定の時間内であっても<u>取り扱</u>いできない場合があります。</p> <p>第8条 ～ 第10条 (略)</p> <p>第11条 免責事項等</p> <p>1. 免責事項 次のいずれかの事由により本サービスの<u>取り扱</u>いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (略)</p> <p>(3) 当金庫以外の金融機関の<u>責</u>めに帰すべき事由があったとき。</p> <p>第12条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等</p> <p>1. ～ 5. (略)</p> <p>6. 当金庫が補償を行った場合の取扱い 当金庫が第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、お客様の預金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その<u>他</u>の第三者に対してお客様が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p>	<p>第6条 データ伝送サービス</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 取扱方法 (略)</p> <p>(3) 総合振込、給与振込、賞与振込をご利用の場合、振込金額および当金庫所定の振込手数料および消費税（以下「振込資金等」といいます）は、当金庫所定の日時までに申込書によりご指定の口座に預入してください。振込資金等は、普通預金規定、当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出は不要とし、当金庫所定の方法により<u>取扱</u>います。</p> <p>第7条 税金・各種料金払込みサービス</p> <p>1. 取引の内容 (略)</p> <p>(7) 料金払込みサービスの取扱時間は、原則として当金庫所定の時間内とします。なお、収納機関の取扱時間の変更等により、当金庫所定の時間内であっても<u>取扱</u>いできない場合があります。</p> <p>第8条 ～ 第10条 (略)</p> <p>第11条 免責事項等</p> <p>1. 免責事項 次のいずれかの事由により本サービスの<u>取扱</u>いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (略)</p> <p>(3) 当金庫以外の金融機関の<u>責</u>に帰すべき事由があったとき。</p> <p>第12条 パスワードの盗取等による不正な資金移動等</p> <p>1. ～ 5. (略)</p> <p>6. 当金庫が補償を行った場合の取扱い 当金庫が第2項の規定に基づき補償を行った場合には、当該補償を行った金額の限度において、お客様の預金払戻請求権は消滅し、また、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正な資金移動等を行った者その<u>他</u>の第三者に対してお客様が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。</p>

## 『そうしん法人インターネットバンキング利用規定』新旧対照表

※  部が改定（追加・変更・削除）内容です

改 正 後	改 正 前
<p>第13条 ～ 第16条（略）</p> <p>第17条 規定の変更等 当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。 <span style="background-color: #cccccc;">この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ当金庫所定の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。</span></p>	<p>第13条 ～ 第16条（略）</p> <p>第17条 規定の変更等 当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。 変更内容は、<span style="background-color: #cccccc;">当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取扱うこととします。</span></p>